

危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則（案）等に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	—	<p>(1) 今回の改正において、一般社団法人又は一般財団法人以外の者を講習機関として指定することはできない、となっております。</p> <p>労働安全衛生法をはじめとする他法令による法定講習は株式会社等が認可庁の認可を受けて講習を提供することは一般的となっておりますが、株式会社等のその他の法人を除外する合理的な理由をお示しいただけますでしょうか。</p> <p>もし、指定の対象を非営利法人に絞るという狙いであれば、その理由及び公益財団法人、公益社団法人、NPO 法人といったその他の非営利法人を「指定してはならない」とすることの理由についても併せてお示しいただけますでしょうか。</p> <p>(2) 指定の要件である「職員、設備、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。」についてはどのようなケースが適切であるかの判断については審査庁において具体的な審査基準等を制定される予定はありますでしょうか。</p> <p>(3) 指定の要件である「講習の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。」についてはどのようなケースが「経理的及び技術的な基礎」を有しているかまたは有していないかを具体的にお示しいただけますでしょうか。</p>	<p>(1)について</p> <ul style="list-style-type: none"> 製造所等においては、危険物取扱者以外の者は、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ危険物を取り扱ってはならないとされており、危険物取扱者は危険物に関する安全の確保の観点から、極めて重要な責務を有します。また、製造所等で危険物の取扱い作業に従事する危険物取扱者は、定期的に危険物取扱者の保安に関する講習を受講しなければならず、当該講習は危険物取扱者免状の効力を担保する上で重要なものです。 そのため、危険物の取扱い作業の保安に関する講習は、本来、危険物取扱者免状の発行権者である都道府県知事が行うこととされており、指定講習機関が代行するにあたっては、当該機関に高い公共性や中立性を求める必要があるため、指定講習機関の指定は一般社団法人又は一般財団法人に限定しています。 公益社団法人及び公益財団法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律により、公益社団（財団）法人は、同法第4条の認定を受けた一般社団（財団）法人と定義されており、本規則における一般社団（財団）法人は公益社団（財団）法人を排除するものではございません。 NPO 法人については、特定非営利活動促進法の別表に掲げられる活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする法人とされており、危険物取扱者を対象とする本指定講習機関の業務は NPO 法人の活動目的に該当しないことから、指定の対象とはしていません。 	無

			<p>(2)・(3)について</p> <ul style="list-style-type: none"> 今般改正する規則の他に別途審査基準等を制定する予定はございません。「経理的及び技術的な基礎」については、計画を適正かつ確実に実施するために必要な講習の講師、会場、オンラインシステム、経営の安定性等を有しているかという点を確認する予定です。 	
2	—	<p>(1)今回の改正案では、定期点検を行わなければならない時期等について、「技術上の基準に適合していることを常時監視するための装置の設置その他の必要な措置が講じられていること」や、「市町村長等が保安上支障がないと認める」ことが、当該時期を別に定める場合の要件とされているが、その考え方や具体的な運用（認める場合の装置等や装置毎の合理的な点検周期）については、今後、運用通知等が示されることになるのか。</p> <p>(2)定期点検を行わなければならない時期を別に定める場合に危険物施設の関係者に求める手続きは、どのように考えているか。</p>	<p>(1)について 運用上の留意事項等については、必要に応じて、運用通知等で示すこととします。また、具体的な運用事例等については、必要に応じて、各種会議等の機会を捉え、情報共有を図ることとします。</p> <p>(2)について 手続きについては、各市町村等がその実情に応じて定めることとなります。なお、運用上の留意事項等については、必要に応じて、運用通知等で示すこととします。</p>	無

○提出意見数：2件

※1 提出意見数は、提出意見者数としています。

※2 とりまとめの都合上、いただいた御意見は一部要約しています。